

第1回吹田市立南山田市民ギャラリー指定管理者候補者選定委員会 議事要旨

- 1 開催日時 令和6年6月28日(金) 開会 午後6時00分 閉会 午後7時45分
- 2 開催場所 吹田市文化会館(メイシアター)集会室
- 3 次第
 - (1) 委員委嘱
 - (2) 都市魅力部長挨拶
 - (3) 委員紹介
 - (4) 事務局職員紹介
 - (5) 委員長及び副委員長の選任
 - (6) 諮問
 - (7) 審議
 - 案件 1) 指定管理者募集要項について
 - 2) 指定管理者候補者の選定項目について
 - (8) 採決
 - (9) その他事務連絡
- 4 出席委員 福留 和彦 委員長 (大和大学政治経済学部経済経営学科長 教授)
串崎 幸代 副委員長 (千里金蘭大学教育学部教育学科 准教授)
三原 満里 委員 (吹田市文化団体協議会 会長)
柳瀬 真佐子 委員 (NPO 法人市民ネットすいた 理事長)
井上 寧 委員 (近畿税理士会 吹田支部)
- 5 欠席委員 なし
- 6 公開・非公開の別 非公開・公開
理由：吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針の第9項第2号、及び吹田市情報公開条例7条第3号及び第4号の規定による。
- 7 会議進行
 - (1) 委員委嘱
議事省略のため、委嘱状は机上配布
 - (2) 都市魅力部から挨拶
都市魅力部長挨拶
 - (3) 委員紹介

事務局より紹介

(4) 事務局職員紹介

事務局より紹介

(5) 委員長及び副委員長の選任

委員長、副委員長を選任

(6) 諮問

委員長へ諮問書を手渡し

(7) 審議 案件

【1 指定管理者募集要項について】

(事務局) 【吹田市立南山田市民ギャラリー募集要項(案)について説明】

(A委員) 募集要項のPayPayの導入については市の意向か。また導入は必須か。

(事務局) 市としてキャッシュレス決済の導入を進めており、業務量などの観点からQRコード決済ではPayPayが採用されている。ただし、当施設は小規模施設であることなどから指定管理者にて導入を検討する旨を記載しているため、導入が必須というわけではない。

(B委員) PayPay導入等により利用者にとっても利便性が向上することは良いことだと思うが、一方で南山田市民ギャラリーにはパソコンがないことから、HPやSNSの広報を指定管理者にて進めていくのであれば、パソコンの設置が必要となるのではないかと思う。

(事務局) 現在、南山田市民ギャラリーにパソコンは設置されていないが、電子申込システム導入を検討していることから、早ければ今年度もしくは来年度にパソコンを設置できるよう進めている。

(A委員) 今事務局にて説明された設置予定のパソコンは、電子申込システム用のパソコンではないか、だとすれば通常のパソコンのようなメールの受信やSNSの発信等はできないと思う。

(事務局) パソコンの使用範囲については一度持ち帰って確認する。電子申込以外で使えない場合は、募集要項の広報・周知に関する文言を削除する。

(C委員) 指定管理期間が3年から5年に延びたことで以前よりも指定管理者の手腕が発揮できる点は良いと思うが、全体の内容については条件が厳しいのではないかと感じる。

指定管理者の創意工夫が十分反映できるような条件や権限を担保しないといけないと思うが、この募集要項からはあまりそれが見えない。

従来の指定管理者はノウハウが蓄積されていることから現在の指定管理者以外の新規参入の候補者が出にくいのではないかと感じる。

(事務局) 今回より募集要項をはじめ選定項目等の書類については、市で統一したひな形に合わせて作成している。

(C委員) 指定管理料の中でどういうインセンティブを与えるか。指定管理者による創意工夫が大事になってくるが指定管理料の次年度繰越金は認めているのか。

(事務局) 指定管理料の支払は1年目から5年目までの総額に対して均等に指定管理者へ渡していることから、将来的な人件費上昇にも指定管理料内で一定対応いただくため、繰越金として残しておくのは問題ないと考えている。

(D委員) 趣旨に「市民が創作した美術作品を展示」と記載されており、条例にも記載されていると思うが、将来的に使用の範囲が広がる可能性はあるのか。

- (事務局) 指定管理期間を3年から5年に変更したことで、用途などについて検討する時間が以前に比べると増えたので、必要であれば今後検討していく。
- (A委員) 地域密着の施設ではないが結果として地域密着にならざるを得ないのであれば、それを逆手にとって地域の若い人を掘り起こしていきながら、若い人達を運営サイドにボランティアという形で巻き込んでいくような仕組みが生まれたら、発信の部分が良い方向に変わると思います。南山田市民ギャラリーのような施設だからこそ SNS 発信をしていって存在を示して、使い方も柔軟にすることで、場所を探している人に届くと思う。
- (C委員) 若い人のやる気や熱意とかに訴えるのは必要だと思うがそれではもたない。すべてお金ではないが、限られた金額で、自由度が低くインセンティブの天井も低い中で、あとは若い人のやる気度というのはなかなかしんどいと思う。

【2 指定管理者候補者の選定項目について】

- (事務局) 【指定管理者候補者の選定基準及び選定方法について説明】
- (C委員) 選定の手続きについて、前回の指定管理者の選定と比較し今回の選定項目(案)で変更点あるいは前回の選定委員会で議論があった点はあるか。
- (事務局) 募集要項と同様に選定基準及び選定方法については市の統一のひな形に合わせているが、一部項目を整理しており、募集対象が「営利を目的としない団体であること」からひな型の「経済の活性化」の項目は削除している。
- (D委員) 資料4の各項目の評価基準は前回と同様の基準となっているか。
- (事務局) 評価基準についても前回と同様となっている。
- (D委員) Cの評価基準がやや高いとなっており、60点が最低点となっていることから全部Cだと60点になるので、やや高いでは評価基準が厳しいのではないか。
- (事務局) D委員の仰られるとおり、評価基準のCが「やや高い」だと基準点がかなり厳しくなるので、一度事務局で持ち帰り、文言整理を行い「やや高い」から通常や平均点のような文言に変更を検討する。
- (E委員) 非営利の法人のみが指定管理者の資格がある状況から、自分たちで非営利法人を作って応募することは可能であると思うが、財政的基盤を評価基準にする場合、何をもちって財政的基盤があると判断するのか。言い方を変えるのであれば事業計画や実現可能なビジョンに変える方がいいのではないか。
- (事務局) この項目もひな形に合わせているが、財政的基盤があるかどうかを評価基準とすることは少し厳しいかもしれない。条例にあるとおり非営利の団体を申込要件としていることから、財政的基盤については事務局にて文言について検討する。
- (E委員) 平成16年にマンションの一室を寄付されて以降、条例を変更されていないことから20年程前に策定したものを使用していて、時代に追いついていない気がする。
- (C委員) 民間のマンションの一室という特殊な施設なのでマンション管理規定や自治会規定の縛りも強くあるのか。過去に問題となった事象はあるのか。
- (事務局) 現在のところはギャラリーとして使用している中で問題になった事例はないと思う。ただしマンションへの影響も考えると、突然、子育て施設のようなものに変更するのは難しいと思う。

施設の老朽化等も踏まえて 5 年 10 年というスパンで条例改正やその先については頂いたご意見を積み上げていき、今後の施設のあり方に反映させていきたい。

【3 案件の採決】

(委員長) 案件1「募集要項」及び案件2「選定項目及び選定方法」について、当案のとおり当委員会として承認することに異議はないか。

(全委員) 異議なし

(委員長) それでは、承認した募集要項、選定方法、選定項目に基づいて、当施設の指定管理者候補者の選定を進めることとする。

8 その他事務連絡 事務局から今後の予定について説明

9 閉会